

期日指定定期預金規定

期日指定定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

〔自動継続期日指定定期預金〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 自動継続

- (1) この預金は、通帳（証書表面）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続後の期日指定定期預金の元金額が当行所定の金額以上となる場合には、自動継続を停止します。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、通帳（証書表面）記載の最長預入期限の前日（継続をしたときはその最長預入期限の前日）までにその旨を当行本支店に申出てください。

2. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。
- (2) 満期日は、通帳（証書表面）記載の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。
満期日を指定する場合は、当行本支店に対してその1か月前までに通知を必要とします。
なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前記（2）により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について継続停止の申出があったものとして取扱います。ただし、一部の金額が解約された場合は、その残りの金額について自動継続として取扱います。
- (4) 前記（2）による満期日の指定がない場合は、通帳（証書表面）記載の最長預入期限日を満期日とします。
- (5) 前記（2）により定められた満期日から1か月经過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、前記（2）による満期日の指定がなかったものとして取扱います。この場合、同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。

3. 利息

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 通帳（証書表面）記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳（証書表面）記載の「2年以上」の利率
- (2) 継続後の預金の利息についても前記（1）①と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ選択された指定預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。
- (4) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合、満期日

以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (5) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

- (5)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（少数点第4位以下、切捨て。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 第2条第2項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要

する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

5. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

〔期日指定定期預金〕

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、通帳（証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動解約式の場合は通帳（証書表面）記載の満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 満期日は、通帳（証書表面）記載の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当行本支店に対してその1か月前までに通知を必要とします。

なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。

- (3) 前記（2）による満期日の指定がない場合は、通帳（証書表面）記載の最長預入期限を満期日とします。
- (4) 前記（2）により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合は、前記（2）による満期日の指定はなかったものとします。

2. 利息

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、満期日以後（自動解約式の場合は満期日）に、この預金とともに支払います。
 - ① 1年以上2年未満 通帳（証書表面）記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳（証書表面）記載の「2年以上」の利率
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (3)の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（少数点第4位以下、切捨て。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

- ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. 自動解約式の通帳等の効力

前記1(1)の自動解約式により、満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この通帳の当該ページ(証書)は無効になります。

4. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) 第1条第2項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

5. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。